

対象	特記仕様書(P.1~P2)
誤	<p>4-2 配置技術者の工事経験</p> <p>現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が平成19年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1「配置技術者の資格」(1)に示す資格または経験を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>次のa)を必要とする。</p> <p>a) 道路橋における下部工の補修工事※1を実施した工事</p> <p>※1 橋梁の補修工事とは、断面修復、はく落対策、支承取替、落橋防止装置設置、鋼桁補強のいずれかの工事を実施したもの。</p>
正	<p>4-2 配置技術者の工事経験</p> <p>現場代理人、主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が平成19年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1「配置技術者の資格」(1)に示す資格または経験を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>次のa)を必要とする。</p> <p>a) 道路橋における補修工事※1を実施した工事</p> <p>※1 橋梁の補修工事とは、断面修復、はく落対策、支承取替、落橋防止装置設置、鋼桁補強のいずれかの工事を実施したもの。</p>
備考	